

解体工事における最低制限価格等の算出方法について(お知らせ)

本市発注の工事契約では、適正な履行の確保を図るため、予定価格1,000万円以上の案件について最低制限価格、総合評価方式を適用する案件について調査基準価格・失格基準価格を設定しています。

この度、解体工事における最低制限価格・調査基準価格・失格基準価格の算出方法を一部変更しましたのでお知らせいたします。

1 変更部分

評価項目	旧	新
最低制限価格	次の金額の合計額 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.55	次の金額の合計額 直接工事費× 0.8 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.55
調査基準価格	(通常の算出式 次の金額の合計額 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.55)	次の金額の合計額 直接工事費× 0.8 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.55
失格基準価格	(通常の算出式 次の金額の合計額 直接工事費×0.85 共通仮設費×0.8 現場管理費×0.8 一般管理費×0.55)	次の金額の合計額 直接工事費× 0.78 共通仮設費×0.8 現場管理費×0.8 一般管理費×0.55

※1 予定価格の2/3～85%の範囲内で定めます。

※2 調査基準価格・失格基準価格について

従前、解体工事は総合評価方式の適用業種ではありませんでしたが、平成31年4月より予定価格2億円以上の場合、総合評価方式を適用します。

2 適用

平成31年4月1日以降に公告又は指名通知を発行する案件に適用します。

《問い合わせ先》

八王子市財務部契約課

工事契約担当

(直) 042-620-7215

(内) 2314～2316